

避難確保計画に係る手続きの流れ（施設管理者用）

1 避難確保計画作成時の流れ

① 避難確保計画（案）の作成

- ・単独で計画作成するか、既存の計画に追記により作成するか※を選びます。

市ホームページ内に「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」のページがあります。国土交通省が作成した「避難確保計画作成の手引き」等を掲載しておりますので、ご確認ください。

※既に施設において作成済みの非常災害対策計画（風水害対策計画）や消防計画に必要な事項を追記することで作成することも可能です。**鹿沼市では、「風水害対策計画への追記による避難確保計画作成の記載例」を作成しましたので、ダウンロードしてご活用ください。**



② 避難確保計画（案）を市へ提出

- ・作成した避難確保計画（案）1部＋避難確保計画チェックリスト1部を市の関連課へ提出
- ※関連課はホームページよりご確認ください。関連課が不明の場合は、危機管理課までお問合せください。



③ 市で提出された避難確保計画（案）の内容を確認



④ 報告書と避難確保計画を市へ提出

【市からの修正事項等がない場合】

- ・報告書（1部）＋避難確保計画（正副各1部）を市の関連課へ提出

【市からの修正事項等がある場合】

- ・市からの意見等を考慮し、避難確保計画（案）の修正を実施

修正後、報告書（1部）＋避難確保計画（正副各1部）を市の関連課へ提出

※消防法に基づく消防計画に避難確保計画を追記した場合は、別途、消防計画の変更届出書を添付し、消防本部に提出してください。

2 計画作成後の流れ

① 避難訓練の実施

避難確保計画に基づき避難訓練、防災教育を実施し、訓練実施後、概ね1か月を目安に「訓練実施報告書」を市の関連課へ提出。訓練結果を踏まえ、避難確保計画の見直し・修正。

② 避難確保計画の変更

避難確保計画の修正変更を行った場合は、再度「1 避難確保計画作成時の流れ」②からの流れに沿って、市の関連課へ避難確保計画等を提出する。